

体験談

ファミリー・サポート・センター

会員の皆さまの声をお伝えします。
※体験談は一例です。援助の活動の内容は、各市区町村ごとに異なります。

依頼会員の声
その1

おかげでとても
助かっています。

残業の日や出張の日でも子どもを預かってもらえるので、安心して仕事ができます。この制度のおかげで仕事が続けられました。



依頼会員の声
その2

わたしの
頼もしいサポーター。

近くに親戚もいないので、ここに移り住んだ当初は不安だらけでした。現在お世話になっている提供会員の方は、私たち夫婦にとって強力なサポーターです。



提供会員の声
その1

なんといつても
かわいい!

関わっているお子さんの成長が見られます。今では家族ぐるみで交流もしています。とてもかわいくて毎回のサポートが楽しみです。

提供会員の声
その2

一緒に過ごす時間が
楽しめます。

おままで、折り紙、あやとり…、Yちゃんと一緒に遊んでいると時間が経つのを忘れてしまいます。Yちゃんの笑顔は元気の源です。



ファミリー・サポート・センター

Q & A

依頼会員の声
その1

Q1 子どもを預かってくれる人はどんな人?

A お子さんを預かるため、提供会員は安全・事故対策も含めた援助活動に必要な講習を受けています。また会員同士、活動の前に顔合わせすることになっています。



依頼会員の声
その2

Q2 預かってほしいけど、料金はどのくらいかしら?

A 料金(活動報酬)は、市区町村ごとに異なります。また、時間帯や内容によって金額が異なります。

提供会員の声
その1

Q3 頂った子どもがもし事故にあったら…。

A 万一の事故に備えて補償保険に加入しています。詳しくは各市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

「提供会員」「依頼会員」「両方会員」へご登録をご希望の方、質問がある方は各市区町村のファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

このリーフレットについてのお問い合わせは、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課
TEL.03-5253-1111(内線7858)へ

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

平成26年3月作成 リーフレットNo.4

ファミリー・サポート・センターのご案内

育児の **援助を受けたい人** と **援助を行いたい人** とを結びます。



育児にがんばる人をサポート

少しの時間、
子どもを預かって
もらいたい

保育園などの
送り迎えを
お願いしたい

空いた時間を
有効に活用
したい

子育ての
経験を
いかしたい

厚生労働省

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それが ファミリー・サポート・センターの願いです。

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

相互援助活動の例



保育施設への
送り迎え

保育施設の時間外や、
学校の放課後などに
子どもを預かる

保護者が買い物など
外出の際、
子どもを預かる

保護者の病気や
冠婚葬祭などの急用時に
子どもを預かる

病児・病後児の預かりや
早朝・夜間などの緊急時に
子どもを預かる(一部地域で実施中)

会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支え合います。



ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
 - 会員同士の相互援助活動の調整など
 - 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
 - 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
 - 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整
- ・一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりなど(病児・緊急対応強化事業)を実施しています。
(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)



活動はどんなふうに行われるの？

①会員登録

お住まいの各市区町村のセンターに登録します。



依頼会員
Aさん

育児の援助を
受けたい方

提供会員※
Bさん

育児の援助を
行いたい方

※資格は不要ですが、活動に必要な講習会を受けていただきます。

会員登録・講習会の受講

会員登録

提供会員の紹介の申し込み

②援助活動の依頼・実施

アドバイザーが
依頼会員と提供会員の
仲介・紹介をします。

ファミリー・サポート・センター (アドバイザー)

Bさんの紹介

Aさん援助の打診



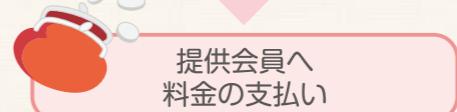
依頼会員
Aさん

提供会員
Bさん

依頼会員・提供会員の事前打ち合わせ

③活動後

料金の支払い/
活動報告書の作成



提供会員へ
料金の支払い

料金(活動報酬)

ファミリー・サポート・センター
への活動報告書の作成

※上記は一般的な例です。
※会員間で行う相互援助活動は、提供会員と依頼会員との請負または準委任契約に基づくものです。

料金(活動報酬)について

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払います。金額は各市区町村、時間帯、内容によって異なります。

